

静岡県告示第105号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年2月20日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月20日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	沼津土肥線	沼津市西浦江梨字口輪 997番の2地内	前	13.7~29.3	160.5
			後	17.4~36.2	160.5

=====

静岡県告示第106号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年2月20日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月20日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	沼津土肥線	沼津市井田字南松江 976番の48から	前	13.9~20.4	63.9
		沼津市井田字南松江 976番の1まで	後	14.2~27.1	63.9